

令和 7 年 度 第 1 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 4 . 4

第 1 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年4月4日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年4月4日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年4月4日 午前10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	中途退場	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	欠	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	大 平 章 之
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	藤 原 美代子	事務局長	前 原 成 紀
推進委員	大 本 憲 治	主 査	倉 田 和 輝
推進委員	林 和 美	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	重 見 信 夫	主 事	小 川 航 平
推進委員	有 本 正 義	主 事 補	升 谷 公 祐
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第1号	役職等の選任について
議案第2号	農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号	現況証明願の承認について
報告第1号	農作業等受委託契約の受理について
報告第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第3号	解約証書の受理について
報告第4号	農地法施行規則該当転用届について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

1 番委員

2 番委員

事務局	おはようございます。 （前原事務局長挨拶） ただ今から、令和7年度第1回の農業委員会を開催させていただきます。 本来は、農業委員会の会長または会長代理が議事の進行を務める事となっておりますが、改選に伴い現在両者不在の状態であるため、代わりに私が議案第1号までの議事の進行をさせていただきます。 本日は、委員改選後初めての会議となりますため、市長にご出席いただいております。 市長より御挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いします。
市長	（挨拶）
事務局	ありがとうございました。 続きまして市長の栗尾より任命状の交付を行います。 （任命状交付）
事務局	ありがとうございました。ここで市長は他の公務がありますので、ここで退席させていただきます。 （市長退席）
事務局	それでは議事に入らせていただきます。議案第1号「役職等の選任」でございます。まず、農業委員会会長から選任いたします。農業委員会会長については農業委員会等に関する法律第5条第2項に基づき、委員の互選により決定されることとなっており、原則投票によるものとされておりますが、委員皆様のご同意があれば、指名推薦による決定も可能とされております。どちらの方法にいたしましょうか。
委員	事務局推薦でお願いします。
事務局	ありがとうございます。事務局といたしましては、守屋委員にお願いしたいと考えております。皆様ご意見等ございますでしょうか。 お声がないようですので、農業委員会会長は引き続き守屋委員にお願いしたいと思います。それでは、会長は、会長席へお願いし、会長番号「12」は欠番扱いとさせていただきます。 守屋会長、一言ご挨拶をお願いします。
会長	（挨拶）
事務局	ありがとうございました。

	続きまして、会長代理を決定させていただきます。 会長代理については、農業委員会に関する法律第5条第5項に基づき、委員の互選により決定されることとなっており、原則投票によるものとされておりますが、委員皆様のご同意があれば、指名推薦による決定も可能とされております。どちらの方法にいたしましょうか。
委員	事務局推薦をお願いします。
事務局	ありがとうございます。事務局といたしましては、仁科委員にお願いしたいと考えております。皆様ご意見等ございますでしょうか。 お声がないようですので、農業委員会会長代理は引き続き仁科委員にお願いしたいと思います。 続きまして、農業者年金加入推進部長を決定したいと思います。農業委員会活動の一環として農業者年金制度の加入推進・普及を行うこととされており、委員の皆様を代表して活動を行っていただきます、加入推進部長を決定いたします。適任と思われる方がおりましたらご推薦をお願いします。
委員	事務局推薦をお願いします。
事務局	お声がないようですので、引き続き仁井名委員にお願いしたいと思います。 続きまして、議案第2号でございます。農業委員会会長が決しましたので、ここからは、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。 会長よろしくをお願いします。
会長	議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。 1ページをご覧ください。 上程されております14名につきまして、令和7年4月4日から令和10年3月31日を任期とし、笠岡市農地利用最適化推進委員として委嘱を行うこととしてよろしいですか。 （異議なし） それではこれより委嘱状の交付を行います。 （推進委員入室・委嘱状交付）
事務局	それでは、農業委員、推進委員の皆様が揃いましたので、まずは事務局の紹介をいたします。産業部長の前川、農政水産課長兼笠岡市農業委員会事務局長の木南が異動となり、新たに部長として小林、課長兼事務局長として前原が配属となりました。（部長・課長挨拶） また、課長補佐の向原が農業委員会の担当から外れ、新たに倉田、山部が配属されました。（向原補佐、倉田係長、山部さん挨拶）そして、引き続き事

	務局主事の小川と事務局主事補の升谷が配属となっております。（小川・升谷挨拶） それでは次に農業委員・推進委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。席順に従いまして順次お願いいたします。
会長	ありがとうございました。 続きまして、議案第3号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー1号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は増反のため農地を譲り受けるものです。 譲受人は20年ほどの農業経験を有しており、農機具も十分に保有しています。所有地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも水稻栽培を行う予定です。農業には、両親と妹と取り組んでおり、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー2号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー2号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は空き家バンクにて住宅とあわせて農地を購入するものです。 譲受人は農業経験がないため営農計画書の提出があります。農業には父と弟、息子2人とともに取り組み、野菜を栽培するとのことです。父は長年の農業経験があり、農機具は父から借りるとのことです。申請地の面積は非常に大きいですが、労働力が十分に確保されており、農業経験者もいることから、耕作管理は可能だと考えられます。

	これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー3号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の使用貸借権設定（5年間）でございます。 借受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しています。経営地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも同様に水稻栽培を行う予定です。農業には妻と二人で取り組んでおります。これらのことから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー4号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は空き家バンクにて住宅とあわせて農地を購入するものです。 譲受人は長年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。農機具はトラクター、軽トラ、草刈り機を保有

	しております。農業には妻と二人で取り組み、イチジク柿、栗等を主に栽培し、余剰地で野菜の栽培を行うとのことです。申請地の面積は非常に大きいですが、農機具、労働力が確保されていることや、果樹を主に栽培することから、耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー5号、6号をあわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー5号、6号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権権設定（50年間）でございます。 借受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しています。経営地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも同様に水稻栽培を行う予定です。農業には妻と弟、息子二人の5人で取り組んでおります。契約期間が50年間となっておりますが、共に農業を行っている息子が今後も農業を続けていくとのことなので、50年間の耕作は可能だと考えられます。これらのことから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー 7 号でございます。〇〇から〇〇に参ります 3 条の土所有権移転（贈与）でございます。 譲渡人と譲受人は親子関係であり、高齢のため農地の管理が難しくなった譲渡人が農地の適正管理のために申請地を生前贈与するものです。 譲受人には自身で所有する農地がないため、営農計画書の提出があります。 以前から申請地では譲渡人の弟である〇〇が管理を行っており、通いで譲受人とその夫が耕作をしていたとのことで、今後も同様に耕作を行うそうです。農機具はトラクターを所有しております。譲受人は市外在住であり、現在は農業への従事日数が 40 日ほどですが、申請地付近に在住している叔父が 160 日従事し、将来的には 150 日を超える耕作を行うことから、申請地での農業に必要な従事日数は満たしていると考えられるため、許可要件は満たしているものと考えられます。なお、申請地である〇〇地区〇番地には農業用倉庫がありますが、速やかに 29 条の届出を提出するという旨の誓約書が提出されております。 これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われれます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 8 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 8 号でございます。〇〇から〇〇に参ります 3 条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具も多数所有しています。農業には妻と二人で取り組んでおり、申請地では野菜を栽培予定とのことです。これらのことから、この度の増反を考慮しても、申請地での耕作管理は可能と考えられます。なお、譲受人の所有地である〇〇地区〇番地、〇番地、〇番地、〇番地には建物が建っておりますが、速やかに地目変更をするという旨の誓約書が提出されております。これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われれます。

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」ナンバー１号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー１号でございます。〇〇によります４条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の畑〇筆，農地区分は農用地区域内農地，転用目的は管理事務所及び小型濃縮設備でございます。 申請者は，〇〇から生成される肥料を試験的に製造および管理をするため，当該地を実験設備と管理事務所の設置場所として転用したいとのことです。 申請地は農用地区域内農業用施設用地であります，工事に係る当該農地の転用期間は３年以内で土地の造成等も行わず，且つ許可規定「農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しているため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては，土地の造成等を行わないため，土砂の流出はないと思われます。排水につきましては，濃縮消化液と凝縮水は１ｔタンクにいれて処理するとのことで，問題ないと思われます。また，予定建築物の高さは約３ｍであるため，周囲の農地への日照，通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」ナンバー１号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー 1 号でございます。〇〇から〇〇へ参ります， 5 条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆，農地区分は第 3 種農地，転用目的は住宅用地でございます。 譲受人は，申請地を自宅として転用したいとのことです。第 3 種農地であるため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして，切土，盛土は行わないため，土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては，沈殿槽を接続し，生活雑排水につきましては合併浄化槽に接続するとのことで，問題ないと思われます。また，予定建築物は高さ約 4.7m であるため，周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー 2 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 2 号でございます。〇〇から〇〇にまいります 5 条の使用貸借権設定（3 か月間）でございます。 申請地は，〇〇地区の田〇筆，農地区分は農用地区域内農地，転用目的は露天資材及び重機置場でございます。 工事における必要な資材及び重機を置く場所を確保するため工事箇所近接する当該農地を一時的に転用したいとのことです。申請地は農用地区域内農地ですが，工事に係る当該農地の転用期間は 3 か月であり，期間満了までに原状回復するものであるため，「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって，当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして，土地の造成等を行わないため，土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては自然浸透で対応し，生活雑排水は発生しないため問題ないと思われます。また，建築物等はないため，周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございます。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第6号「現況証明願の承認について」ナンバー1号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。〇〇によります、現況証明願の申請です。申請地はの〇〇地区畑〇筆で、申請地目は原野となっております。 当案件について、令和7年3月17日に農業委員の仁科委員、守屋委員、櫛田委員と現地を確認いたしました。 現地の状況については、別紙を御覧ください。 申請地は長年耕作が行われていないとのことです。現状として、雑草やかん木が生えており、周辺一帯も同様な状態であることから、農業委員3名の同一の意見により、「原野」と判定しております。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	現地を確認していただいております、担当地区の委員から調査報告をお願いします。
○番委員	別紙の報告書通りでございます。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第1号「農作業等受委託契約書の受理について」報告第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第3号「解約証書の受理について」、報告第4号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の件で、事務局から何かございますか。

事務局	(1) 次回農業委員会 5月13日(火)午前9時30分から <u>第1会議室</u> (2) その他 ・ 監査報告について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。
-----	--